法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、 住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な 財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実な ものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、 政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、 中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り 込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課稅]

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特	・中小企業者等に係る軽減税率の特例の適
例15%を時限措置(平成31年3	用期限が2年延長されました。
月31日まで)ではなく、本則化す	
る。なお、直ちに本則化することが	
困難な場合は、適用期限を延長する。	
また、昭和56年以来、800万円	
以下に据え置かれている軽減税率の	
適用所得金額を、少なくとも1,6	
OO万円程度に引き上げる。	

2. 中小企業投資促進稅制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、	・中小企業投資促進税制の適用期限が2年
対象設備を拡充したうえ、「中古設	延長されました。
備」を含める。適用期限が平成31	
年3月31日までとなっていること	
から、直ちに本則化することが困難	
な場合は、適用期限を延長する。	
・中小企業投資促進税制の上乗せ措置	・中小企業経営強化税制について、特定経
として平成29年度に改組された中	営力向上設備等の範囲の明確化及び適正
小企業経営強化税制について、事業	化が行われ、適用期限が2年延長されま
年度末が迫った申請の認定に当たっ	した。
ては弾力的に対処すること、及び適	
用期限(平成31年3月31日まで)	
を延長すること。	

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
・平成30年度税制改正では、中小企	・贈与税の納税猶予における受贈者の年齢
業の代替わりを促進するため、10	要件が20歳以上から18歳以上に引き
年間の特例措置として同制度の拡充	下がります(2022年4月1日以後の
が行われたことは評価できるが、事	贈与より適用)。
業承継がより円滑に実施できるよう	
求める。	・一定のやむ得ない事情により認定承継会
	社等が資産保有型会社・資産運用型会社
	に該当した場合、その該当した日から6
	月内にこれらの会社に該当しなくなった
	ときは、納税猶予の取消事由に該当しな
	いこととなります。
	・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の
	相続税の納税猶予の適用を受ける場合に
	は、贈与税の納税猶予の免除届出の添付
	書類が不要となる等、手続きの簡素化が
	行われます。

[その他]

1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
・企業も積極的に子育て支援に関与で	・企業主導型保育事業の用に供する固定資
きるよう、企業主導型保育事業のさ	産に係る固定資産税等の課税標準の特例
らなる活用に向けて検討する。	措置の適用期限が2年延長されました。

2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
・納税先を納税者の出身自治体に限定	・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪
するなど、「ふるさと納税」本来の趣	めているような団体については、ふるさ
旨に沿った見直しが必要である。	と納税(特例控除)の対象外とすること
	ができるよう、制度の見直しが行われま
	す。